

誓 約 書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地)
氏名(名 称) ⑩
(代表者氏名)

申請者(清掃業許可申請者が浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその役員を含む。)は、下記に掲げる浄化槽法第36条第2号イからニまで及びへからチまでに該当しないことを誓約します。

なお、許可後において欠格要件が判明した場合には、当該許可の取消をされても異議の申し立てを致しません。

記

浄化槽法第36条第2号イからニまで及びへからチまで

- イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- ロ 第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第四十一条第二項の規定により許可を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの
- ニ 第四十一条第二項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- へ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項 若しくは第六項 の規定、第七条の二第一項の規定若しくは同法第十六条 の規定(一般廃棄物に係るものに限る。)又は同法第七条の三 の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四 の規定により許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項 又は第六項 の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)で法人であるものが同法第七条の四 の規定により許可を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの